

臨時主事(学校事務職員)・臨時技師(学校栄養職員)の勤務条件等【概要】

堺市教育委員会

	〔常勤〕臨時主事(学校事務職員)・臨時技師(学校栄養職員)	
	任期付職員 (育児休業代替、配偶者同行休業代替)	臨時的任用職員
業務内容	〔臨時主事〕 学校の諸種の事務に係る業務全般 〔臨時技師〕 給食管理や食に関する指導など、栄養に係る業務全般	
勤務地	〔臨時主事〕 小学校、中学校、高等学校(全日制・定時制)、支援学校 〔臨時技師〕 小学校、中学校、支援学校	
勤務時間等	〔時間〕 ・1日7時間45分 ・週あたり38時間45分 〔曜日等〕 ・原則として、月～金の8時30分～17時00分(うち休憩時間45分) (高校定時制課程:12時45分～21時15分) 〔時間外勤務〕 ・各所属で締結している36協定の範囲内において、所属長が命じることがある。(時間外勤務手当を支給)	
条件附採用期間	6月	なし
人事評価	・任用期間に応じてあり	
年次有給休暇	・1年間につき、20日付与(任用期間による割り落としあり)	
その他休暇	・特別休暇(育児時間・子の看護等休暇・忌引等)、病気休暇、介護休暇、介護時間を正規職員と同様に付与	
給与/報酬等	〔月給〕(内訳 給料+地域手当) ・大学卒(4年制) 約242,000円 ・短大卒(2年制) 約224,000円 ・高等学校卒 約206,000円 ※職歴等を有する場合は、その経験年数等を考慮して給料月額を決定	
諸手当	・扶養手当、住居手当、通勤手当 (扶養手当、住居手当は、月の朔日に要件を具備する場合は、その月から支給。それ以外は翌月から支給。通勤手当は採用日から退職日まで支給) ・期末勤勉手当 (基準日〔6月1日及び12月1日〕に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職した者に支給)	
支払方法	・当月分を毎月20日に支給	
退職手当	・引き続き6月以上の期間を勤務した場合に支給	
健康保険・年金	・健康保険:公立学校共済組合に加入 ・年金保険:公立学校共済組合に加入 【年金に関する注意事項】 (1)いわゆる年金の3階部分(経過的職員加算、年金払い退職給付)は、全額支給停止となる。 (2)いわゆる年金の2階部分(老齢厚生年金)は、年金と賃金を合算した月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全部が支給停止となる。	・健康保険:公立学校共済組合に加入 ・年金保険:一般厚生年金に加入 【年金に関する注意事項】 (1)いわゆる年金の3階部分(経過的職員加算、年金払い退職給付)は、支給される。 (2)いわゆる年金の2階部分(老齢厚生年金)は、年金と賃金を合算した月額が一定の金額を超えた場合に、年金の一部又は全部が支給停止となる。
介護保険	・40歳以上65歳未満の方は、介護保険第2号被保険者となるので、健康保険料とは別に介護保険料も徴収	
雇用保険	・退職手当の支給対象者は非加入	
災害補償	・地方公務員災害補償法の定めるところによる。	
服務	・地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等)を適用	
その他	・本務者が辞職したり予定期間より前に復職した場合は、その時点で任用事由が消滅することになります。 ・他に報酬を得る仕事等をすることは原則できません。	

※上記内容は、令和7年1月1日時点の情報であり、今後、変更となる可能性があります。